

日教組香川  
2020.11



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp](mailto:jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp)  
発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

開催決定

# 民主教育をすすめる香川県民会議総会&報告会 「コロナ禍の中の学校から」

報告者

小学校から

中学校から



沢地 淳(東・白鳥小) 作江 康治(三・和光中)

12月4日(金)18:00~19:30

@香川県社会福祉総合センター第一中会議室

どなたでも参加できます。詳しくは日教組香川まで。

香教組でもない、  
香教連でもない、  
高教組でもない



日教組香川HPへ

全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

## 県人事委員会勧告

# ボーナス0.05月引き下げ、年間4.45月へ さらに長時間労働是正にむけて取り組み強化を

10月22日(木)、県人事委員会(委員長 関谷利裕)は、今年度の『職員の給与等に関する報告と勧告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは、高木副委員長が出席しました。

今回の給与勧告のポイントは、国の人事院勧告と同様にボーナスは支給月数の引下げ(0.05月分)で、月例給については、後日報告・勧告が予定されています。

また、報告の中では、

「とりわけ、教育職員については、その職務と勤務態様の特殊性により、勤務時間の内外を包括的に評価されているが、近年、教育職員に求められる役割が拡大し、これに伴って学校現場における長時間勤務が常態化するなど、その厳しい勤務実態が顕在化している。こうした状況を改善するため、その勤務時間を客観的に把握し、業務の適正化や効率化などに向けた取組を進めることが必要である。

こうした中、昨年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、条例により1年単位の変形労働時間制の適用が可能となるとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとされた。この指針において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として、勤務時間管理の対象とすることが示された。

これを受けて、教育委員会では、条例・規則の整備等を行い、本年4月から県立学校教育職員の「時間外在校等時間」の上限を設定するとともに、「教職員の働き方改革プラン」の目標を見直したところであり、引き続き取組を着実に進めていくことが重要である。」

とし、昨年に引き続き長時間勤務の改善の必要性を強調しています。

今後、日教組香川は、11月12日、県教委と県人事委員会報告と勧告を受けての交渉を行います。



県人事委員会 関谷委員長

### 令和2年 職員の給与等に関する報告と勧告の概要

#### ○ 給与勧告のポイント

- ボーナスの支給月数の引下げ(0.05月分)
- 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### I 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与の調査

151民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率90.1%)  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

##### <ボーナスの比較>

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間従業員の支給実績(支給割合)と県職員の年間の支給月数を比較  
民間従業員の年間支給割合 4.45月(県職員の年間支給月数4.50月)

##### 2 ボーナスの改定の内容

年間支給月数を引下げ 4.50月分 → 4.45月分(期末手当を0.05月分引下げ)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
3年度以降 期末手当	1.275月	1.275月
勤勉手当	0.95月	0.95月

#### 3 実施時期

条例の公布の日

#### 4 国及び他の都道府県職員の給与との比較

平成31年4月における国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県職員のラスパイレス指数は 98.4(全都道府県職員の平均指数は99.8)である。

#### 5 月例給

県職員と民間従業員の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

#### II 人事管理

##### 1 人材の確保・育成

##### (1) 優秀で多彩な人材の確保

- ・ 少子化等により若年層の人口減少が進み、人材確保に向けた競争が激化していることなどから、近年、

採用試験の受験者は減少傾向にある。

- ・ 優秀で多彩な人材の確保に向けて、職員に対するキャリア形成支援や働き方改革への取組についても情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした社会情勢の変化を踏まえ、オンラインによる双方向の採用説明会の開催についても検討するなど、募集・広報活動の一層の充実・強化を図る必要がある。特に技術系職員については、人材確保が困難な状況が続いているため、採用広報活動の一層の充実を図る必要がある。
- ・ 採用試験の実施方法等について、他の都道府県の状況も参考にしながら幅広く検討し、受験しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

## (2) 人材の育成

- ・ 職員のキャリア形成の支援が重要であり、これまで以上に多様な業務を経験する機会を付与するとともに、若手職員への技術継承の一層の推進、職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援により、職員の専門能力を向上させるほか、自己啓発に取り組む意欲を醸成するための環境整備を進めることが求められる。
- ・ 女性職員が将来高い職責を担うことを見据えた業務分担や職域拡大に取り組むなど、キャリアアップへの動機づけを行うことにより、管理職となり得る女性職員の人材の層を厚くしていくことが重要である。

## (3) 人事評価の適切な実施と活用

- ・ 人事評価制度を通じて、より高い意欲と能力を持った人材を育成するとともに、組織全体の活力と公務能率の向上を図り、県民サービスの向上につなげることが重要である。
- ・ 本県では、平成12年度から現行の人事評価制度を運用している。今後も制度を円滑かつ適切に運用するためには、より公正性や納得性の高い制度としていくことが重要であり、必要に応じて、実施状況を検証するとともに、新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等に関する国の検討状況等その動向も注視しながら、制度を改善していくことも重要である。

## 2 勤務環境の整備

### (1) 総実勤務時間の短縮

- ・ 任命権者においては、昨年4月から人事委員会規則において超過勤務命令の上限時間等が設定されたこと及び昨年度の超過勤務の実態等を踏まえ、総実勤務時間の短縮に向けた取組をより一層進めていく必要がある。またこの際、職員が命令を受けずに超過勤務を行うことがないよう、引き続き適切な勤務時間管理を行うことや、特例業務にあっても、事後検証等が求められていることにも留意する必要がある。本委員会としても、引き続き規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。
- ・ 民間労働法制における措置を踏まえ、年10日以上の年次休暇が付与される職員が当該年において年次休暇を5日以上確実に取得できるよう、引き続き取組を進める必要がある。
- ・ 教育委員会においては、条例・規則の整備等を行い、県立学校教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として勤務時間管理の対

象とし、本年4月から「時間外在校等時間」の上限を設定するとともに、「教職員の働き方改革プラン」の目標を見直したところであり、引き続き取組を着実に進めていくことが重要である。

### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を契機とした社会経済情勢の変化に伴い、今後もテレワークや時差出勤等の普及・拡大が予想されるなど、社会全体で働き方改革が進む中、任命権者においては、男女を問わず職員の仕事と家庭の両立支援を図るため、多様で柔軟な働き方について、現在試行中の在宅勤務の課題も検証しつつ、他の都道府県の取組等も参考にしながら検討していく必要がある。

### (3) 健康管理対策の推進

- ・ メンタルヘルスについては、昨年度において病気休職者のうち心の疾病が原因である者の数が過去10年間で最多となっていることも踏まえ、ストレスチェックの適切な実施と活用等を通じ、心の不調者の発生防止や早期発見・早期対応、また円滑な職場復帰と再発防止といった各段階に応じた対策を引き続き重点的に講じることが必要である。
- ・ やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、労働安全衛生関係法令に基づく医師による面接指導等を活用していくことが重要である。
- ・ 職場におけるハラスメントについては、法改正の内容を踏まえて本年に見直しを行った防止等のための方針等に基づき、対策を推進していく必要がある。本委員会としても、地方公務員法に基づき、職員からの苦情相談等に引き続き適切に対応していく。

## 3 高齢層職員の能力と経験の活用

- ・ 政府は、平成30年8月の人事院の意見の申出を踏まえ、本年3月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等改正案及び地方公務員法改正案を国会に提出したが、国家公務員法等改正案は審議未了で廃案となり、地方公務員法改正案は継続審議となった。
- ・ 地方公務員の定年は、国の職員の定年を基準として条例で定めるものとされているところであり、今後、国における法改正の動向や制度設計の詳細を注視しながら、定年の引上げを円滑に行うための施策についても検討を進める必要がある。
- ・ 国家公務員の定年引上げの動向を注視しながら、再任用職員の業務内容や配置ポスト、モチベーションの向上方策のほか、任用形態等についても、引き続き検討を進める必要がある。また、若手職員の安定的・計画的な確保による組織の新陳代謝も必要であるため、人員構成の将来展望に立った計画的な定員管理に努める必要がある。

## 4 会計年度任用職員制度の適切な運用

本年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度については、今後とも、一般職の非常勤職員に関する制度を創設しその適正な任用と勤務条件を確保するという法の趣旨を踏まえ、適切に制度を運用していく必要がある。

## 5 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として強い使命感と高い倫理観を持って県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

# 人事院勧告

## ボーナス引下げ、月例給の改定

国の人事院は、今年の勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。先行して調査を実施したボーナスについては10月7日に勧告・報告を実施し、月例給については10月28日に報告を実施しました。

### 本年の勧告のポイント

#### ボーナスを引下げ

- ボーナスを引下げ (△0.05月分)
- 月例給の改定なし

本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施したボーナスについては10月7日に勧告・報告、月例給については10月28日に報告を実施

#### 1 月例給

- ・ 民間給与との較差 △164円 (△0.04%)
- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

#### 2 期末手当・勤勉手当

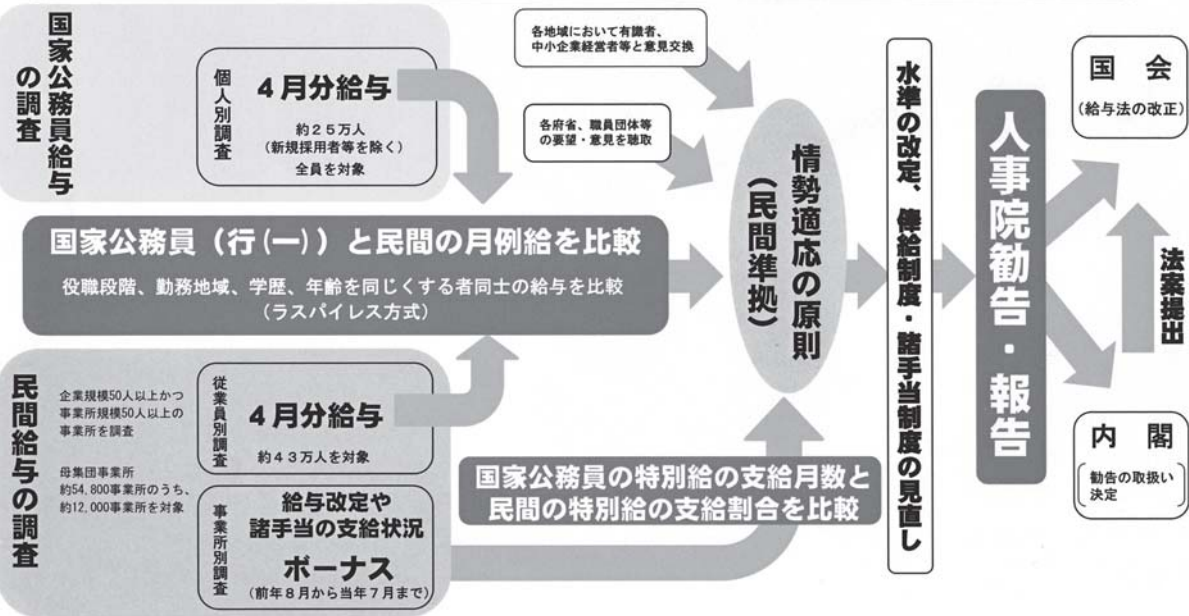
- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定 (現行4.50月)
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 勧告後の平均給与 (行政職俸給表(一)) 月額 408,868円 年間給与 6,734,000円 (勧告前との差 月額: 増減なし 年間給与: △21,000円)

### 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本的に勧告を行っています。

また、民間の特別給(ボーナス)の直近1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本的に勧告を行っています。



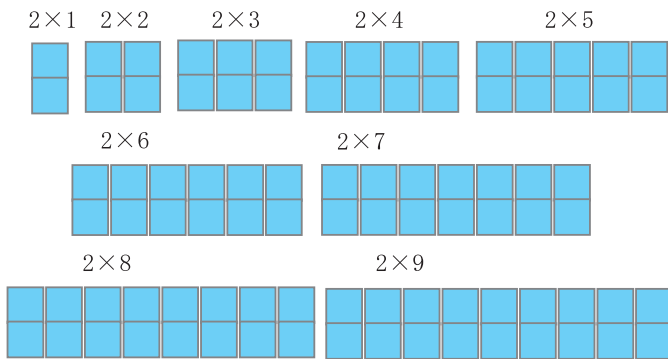
# 教育実践講座Ⅱ 算数の授業で役立つ小技や小ねた⑦ 九九のブロック操作を忘れないで

石原清貴(元小学校教員)

## 1 ブロックで九九操作を

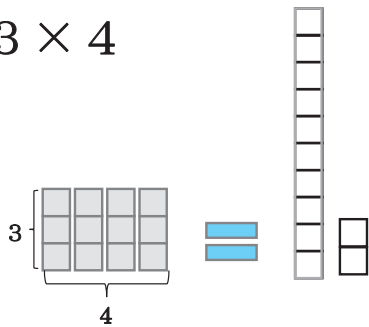
算数セットの中に算数ブロックがあります。是非算数ブロックを使って九九の操作をさせるようにして下さい。

### 2の段

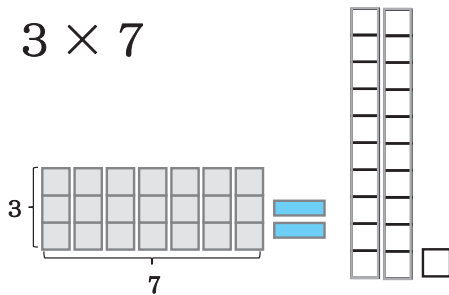


2の段は、並べ替えをしないで、子どもたちは簡単に長方形のタイル並べ図をみて、そこにいくつのタイルがあるのかを理解できます。しかし、3の段や4の段になると、たちまち長方形のタイル並べ図を見て、タイルがいくつあるのかを言い当てられなくなります。そこで、ブロックを並べ替えていくつあるのかを確認する必要が出てきます。

$3 \times 4$



$3 \times 7$



3の段で3x4程度の長方形のタイル並べ図を見てタイルの数を言い当てるのは簡単です。しかし、3x6以上になると、長方形のタイル並べ図をぱっと見ていくつあるかを言い当てるのは難しくなります。分からなくなったときには、タイルを並び替えて数を確認するようにして下さい。そうすると子どもたちは納得します。

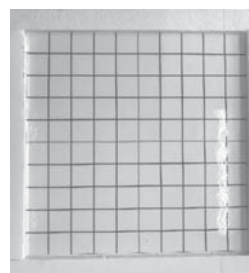
実は九九覚えにこういった長方形のタイル並べ操作

と、数の確認をするための並び替え操作というのはとても重要なのです。こうすると例えば3x7=21は事実として記憶に刻まれるからです。九九指導において大切なことは3が7つ集まると21になるという事実を確認することなのです。



石原清貴氏

## 2 かけ算ボードを作ろう

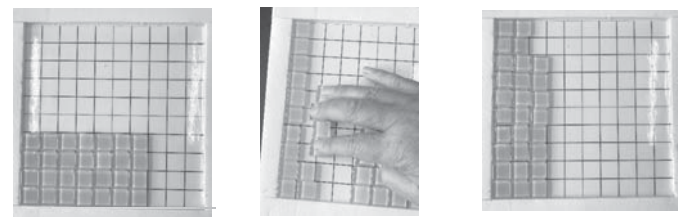


- 2cmの方眼10x10をパソコンで作ってラミネートします。
- 24cm角の台紙にラミネートした方眼紙を貼り付けます。
- 四方に余白が2cmになるように貼って下さい。
- 余白部分に厚さが5mm程度の縁を貼り付けます。

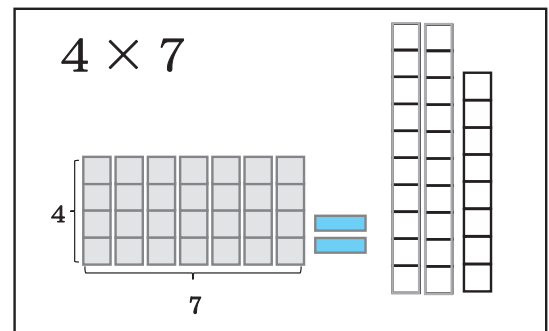
- 100均のボードが便利です。
- 100均のタイルを用意して下さい。

## 3 <使い方> 4x7の場合

- 4x7の長方形にタイルを並べ、数えさせます
- タイルを並び替えます。4の段をいいながら。
- 4x7の長方形にタイルを並べ、数えさせます



一連の操作をカードにまとめます。



この九九カードはまだ量産できていません。図を参考に作って下さい。使い方はFBグループ算数クリニックの動画、もしくは石原清貴チャンネルyoutubeをご覧下さい。

気持ちよく、安心して働けていますか？

相談には  
臨床心理士が  
あたります

# 電話相談会、実施中！

2020年11月19日(木) 18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係の相談ごと、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分お休みさせていただきます。

## フリーダイヤル、0120-27-5925

### 教職員共済生協の 総合共済

### なら、業務中に起こった 賠償事故も補償します！

総合共済は月掛金**900円** 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

#### 給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からの  
お支払い実例

約 100,000 円

#### 部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からの  
お支払い実例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館

電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

## カナリア通信

### 危険はどこに

◆感染症が怖い◆ひとの行動が怖い◆貧困が怖い◆「新型コロナウイルス」によって、日常生活に埋もれてい  
た事に気付いたというつぶやきが  
たくさんみられました◆感染を抑  
えるために経済活動を抑えようと  
言っている時も、医療や予防に必  
要な物資の生産は急がれました。  
日々の生活物資の調達も止められ  
ませんでした。物資の全国・全世  
界移動は止められないのです◆全  
世界が一つになって生活が守られ  
ていたことに気付いた後、流通を  
守ることや世界全体の感染状況や  
治療方法の共有化を進めていくこ  
とが問題解決に繋がるという認識  
も共有しなければならぬと思い  
ました◆ここにウイルスが持ち込  
まれないように人や物資を止める  
ひとの反応が怖いから正確な情報  
を隠す。他人に無関心になって、  
自らの心を閉ざしていく。これこ  
そが、本当の危険を増大させると  
感じました。

# 日教組香川応援企画

突出して特異な内容が注目されてきた、育鵬社の社会科教科書。今夏の採択では、これまで育鵬社を選んできた教育委員会が、全国で相次いで他社に変更しました。また、新しい教科書の道徳も、その教科書の内容が議論になってきました。

今回、なぜ「育鵬離れ」が起きたのか、どんな教科書がどのように選ばれたのか、その実情を知り、また、子どもらに良い教科書を渡すために、今後どのような視点・活動が必要か、考えます。

来年から使う中学の新・教科書

# 「育鵬社」離れ相次ぐ

## 子どもに良い教科書を！市民集会 今年の教科書採択の結果と特徴— 「歴史」「公民」「道徳」は どのように選ばれたのか

講師：相可文代（おおか・ふみよ 大阪府元中学校社会科教員）

11月14日（土）10～12時

香川県社会福祉総合センター・7階（県庁東隣）

参加無料（カンパお願いします）／申し込み不要／要・マスク着用

主催：子どもに良い教科書を！市民集会実行委員会（松井090-9452-5027）

**公民の窓 核兵器禁止条約と日本**

2017年7月に、国連で核兵器禁止条約が、122カ国の賛成を得て採択されました。核兵器は非人道的で違法なものであると判断し、核兵器の開発や使用に認め、核兵器を使った威嚇行為も法的に禁止した国際条約です。

しかし、核保有国などの条約への不参加もあって、同様に不参加の立場を表明した日本政府に対し、国内外から賛成の声もあがりました。また、核兵器に依存することが可能なプルトニウムの保有量が、原子力発電の廃止によって日本国内で増えているという懸念もあり、プルトニウムの処理に努めるとともに、核なき世界の実現に向けた動き、日本の活動が、水も増えています。

1945 米、ソ連と露露に原子爆弾投下  
1954 第五種電圧がアメリカの承認  
1955 第1回条約禁止世界大会  
1963 部分核実験禁止条約(PTBT)  
1965 核兵器不拡散条約(NPT)調印  
1978 第1回国連軍縮特別会議  
1987 米ソ、中絶核能力(INF)条約  
1991 米ソ、戦略兵器削減条約(SALT)  
1996 国際核兵器禁止条約(CTBT)  
1997 対人地雷禁止条約  
2002 米ソ、戦略核能力削減条約  
2008 フラスタール条約締結  
2009 「核なき世界」決議が国連で採択  
2010 米ソ、戦略核兵器削減条約(新5)  
2017 核兵器禁止条約採択

核と軍縮をめぐる主なできごと

◆核の傘  
核を持っている国が、その他の国を

核兵器禁止条約を詳しく載せる「教育出版」の公民教科書。唯一、日本政府が反対している点まで書いている。「育鵬社」は条約自体に触れていない。



時代ごとに見開きのイラストを載せる「帝国書院」の歴史教科書。

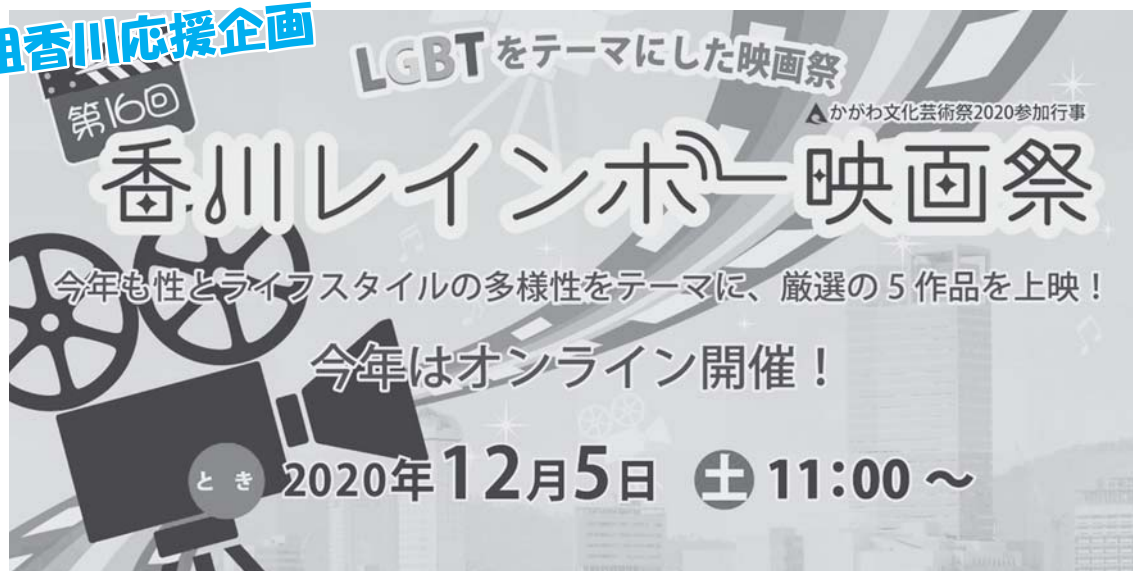
## 高松北中も、9年続いた育鵬から帝国書院へ

育鵬社の特徴は、軍事力の肯定、民主主義・人権・憲法への浅い理解と軽視、個人より国家を優先、日本の歴史・文化への過剰な礼賛、天皇制の重視、日本の戦争や植民地の正当化、押しつけ憲法観、強い改憲志向、統治者・経営者の目線、マスメディア（特に朝日新聞）への嫌悪などです。しかし最近では、他の教科書も育鵬の内容に近づいてきている傾向があります。そもそも教育基本法や教育委員会制度が変わったことで、教科書に国の方針が強くなるようになり、ここが根本的な問題点です。歴史では「学び舎」がおすすめです（書店で購入できます）。



▲ 多くの有名私立中で使われている「学び舎(しゃ)」の歴史教科書。

日教組香川応援企画



<じんけんフェスタ2020共催行事> <かがわ文化芸術祭2020参加行事>  
 主催:香川レインボー映画祭実行委員会 共催:香川県

## 第16回香川レインボー映画祭は12月5日オンラインで開催します!

「性とライフスタイルの多様性」をテーマに、LGBTなど性的少数者を扱った長編、短編、ドラマ、ドキュメンタリーなど様々な映画を揃えました。今回はオンラインでの開催です。

### ●開催日時

2020年12月5日(土)  
 開始:11:00 終了予定:17:00

### ●会場

オンライン

ZOOMウェビナーでの配信を予定しています。事前にチケット購入された方にのみURLをお知らせします。

### ●チケット

通し券2800円(全ての作品が鑑賞できます。)

1プログラム券1000円(作品別になっています。)

お間違えなきようご購入ください。)

いずれも事前に購入が必要です。

11月30日(月)23:00までPeatixにて購入できます。

(準備中)

### ●プログラム

全ての作品に監督のトークが付く予定です。(作品詳細ページは準備中)

#### Aプログラム 11:10~ 受け入れて



71分 2020年  
 日本語 字幕なし  
 監督:貴田明日香

#### Bプログラム

12:40~  
 青空になる

40分 2020年  
 日本語 字幕なし  
 監督:寺本勇也



#### Cプログラム 13:40~ 半径3メートル以内の片隅で



25分 2019年  
 日本語 字幕なし  
 監督:佐島由昭

#### Dプログラム

14:30~  
 ナナサン

36分 2020年  
 日本語 字幕なし  
 監督:村口知巳



#### Eプログラム 15:30~ I Am Here

-私たちはともに  
 生きている-



59分 2020年  
 日本語 日本語字幕あり  
 監督:浅沼智也

詳しくは、[kagawa-rtt.org](http://kagawa-rtt.org)にて